

知的障がい者の「どこで誰と生活するか」に関する一研究

：社会福祉法人南高愛隣会における先駆的取り組みと利用者の意向調査を例として

横山 智美・松永 公隆

A Study of Methods that Allow People with Learning Difficulties choose “Where I live” and “Who I live with”: A Case Study of a Social Welfare Corporation Nankou Airinkai’s Activities and Service Users Convenience

Tomomi YOKOYAMA, Kimitaka MATSUNAGA

Abstract

The purpose of this study was to An Case Study of a Social Welfare Corporation Nankou Airinkai’s Activities and Service Users Convenience to made clear how to be able to choose “Where I live” “Who I live with” by Service Users of People with learning disabilities themselves. As the Result, Corporation Nankou Airinkai had originality housing service type, and had marriage promotion office which encourage service users to make pair of lovers and support marriage couple etc. ,and many of service users hoped to live with marriage couple and boyfriend or girl friend.

In conclusion, Japanese service system of being able to choose “where I live” “who I live with” be service users had to provide various a types of homes and had to provide service user to take a chance to found like a boyfriend and a girlfriend refer to corporation Nankou Airinkai. And Japanese service had to introduce to Supported Living and Personal Assistance.

Key Word: People with learning difficulties where they live and who they live with, Social Welfare Corporation Nankou Airinkai

I 研究の意義と目的

周知のとおり、2008年に、「障がいのある人の権利条約」が発効されたわけであるが、当該条約は、その目的は、障害者の権利及び尊厳を保護し及び促進すること等である。

この条約は、50条で構成されており、①障がい者の尊厳、自律及び自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包容等を一般原則とし、②障がいに基づくいかなる差別もなしに、すべての障がい者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進する

ための措置を締約国がとること等を定めている。また、③この条約の効果的な実施を確保するために、締約国が国内における実施を監視するための枠組みを維持し、強化し、指定し、又は設置すること、④締約国が選出する委員から構成される障がい者の権利に関する委員会を設置すること等について定めている（障害者白書 平成26年版）。我が国でも2007年に署名をしてから約7年の月日をかけて法の整備を行い、2014年、漸く条約を締結した。

さて、ここで上記の①に注目してみることにする。ここでいわれる包摂（ソーシャルインクルージョン）に該当するする条文は、第19条であるが、条文には、(a)(b)のうち(a)の内容を確認すると、「(a)障害のある人が、他の者との平等を基礎として、居住地及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること、並びに特定の生活様式で生活するよう義務づけられないこと」と規定されている。ここでは、条約の解釈を巡って、わが国では相当の議論がなされ「特定の生活様式で生活するよう義務づけられないこと」は、当事者関係者からは、入所施設利用の強制を強いられないことなどと解釈する意見が出た。そのことも大切な我が国の検討課題であるが、本論ではさらに「どこで、誰と生活するかを選択する機会を有すること」に焦点を当てていくことにする。

さて、わが国では、「どこで誰と生活するか」については、「障害者基本法」「障害者総合支援法」で謳われている。しかしながら、その選択肢は非常に限定的であり、「障害者総合支援法」に位置づけられているのは、住宅サービスとしては、成人に限ってみると、施設に入所する人に夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う「障害者支援施設での夜間ケア」（施設入所支援）及び夜間や休日、共同生活を行う施設で、相談や日常生活の援助を行う「共同生活援助」すなわちグループホーム（以下、GHとする）以外の選択メニューがない状況であり、「誰と生活するか」については、そのことを支援するサービスメニューすらないのが現状である。

そのような中、社会福祉法人南高愛隣会（以下、南高愛隣会とする）では、主として知的障がい者を対象に、「ふつうの場所で、愛する人との暮らしを」をテーマに、先駆的に脱施設化を図りながら、さまざまな暮らしの場のメニューや、暮らしたい人を支援する事業を行っている。

そこで、本論文では、主として知的障がい者を対象に、南高愛隣会が展開している「どこで誰と生活するか」について、その実現を図るための取り組みを整理していくとともに、当該利用者に実施している意向調査を基に、「どこで誰と暮らしたいか」その希望の抽出を図るとともに、現在の「生活形態」と「生活の満足度」との関連性について、検討していくことを目的とする。

Ⅱ 研究対象及び研究方法

調査方法については、本論文の目的が2つあるため、以下の2点で行った。

1. 南高愛隣会の取り組み

田島（1999）や平井（2016）、松永（2007）の著書や文献、及び、パンフレット、HPを参考に、とりわけどこで住むかの選択肢としての「生活形態」、あるいは「誰と住むか」の選択肢の一つ

である「結婚生活」「同棲生活」を支援する結婚推進室「ぶーけ」などに焦点を当てて、整理を行った。

2. 利用者意向調査

調査方法については、知的障がい者の福祉サービスを1970年代後半から実施してきた南高愛隣会の利用者を対象に、質問紙に基づく面接調査を実施した。調査期間は、2015年6月～8月の間で実施した。

調査方法については、生活支援系のサービスを利用している利用者に関しては、調査票Aを、一般就労の利用者、及び、就労継続支援事業を利用している利用者に関しては、調査票Bを作成し、調査を実施。調査に当たっては、障害が比較的重度の利用者に対しては、絵カードを作成し、面接調査を実施した。また、比較的軽度の利用者に対しては、自計式の調査を行いつつ、調査を実施した。調査を実施する際には、できるだけ、利用者の意見が言いやすい環境に心掛けて、第三者であるA県にある福祉系大学（3大学）の学生によって行われた。回答数は、410票であった。

分析方法を行うに当たっては、記入漏れがある調査票を含む、410票すべてを分析対象とし、設問32項目（基本的属性を除く）のうち、「どこで誰と生活したいか」に関連する項目である「どこで誰と生活したいか」「年を取ったらどこで誰と生活したいか」「現在の生活の満足度」の項目、及び、基本的属性と質問項目の分布状況を明らかにした。また、「現在の生活の満足度」と「現在の生活形態」について、その関連性を明らかにするために、クロス表に基づく2検定を行い、実証的検討を行った。

3. 倫理的配慮

倫理的配慮について、今回の調査を行うに当たっては、被調査者に対して調査の目的を説明した後、個人が特定化されないことを口頭と依頼文を使って説明し、了承を得た人のみ調査を実施した。また、法人理事長に許可の依頼をし、「社会福祉法人南高愛隣会」の名称を公にすることの了承を得た。

Ⅲ 結 果

1. 南高愛隣会の取り組み

南高愛隣会は、1978年に「雲仙愛隣牧場 コロニー雲仙」として、12名の知的障がい者の入所施設からスタートし、知的障害者授産施設（入所施設）が開設、その後、知的障害者更生施設（入所）ができる。利用者の生活は主として施設での生活であったが、設立当初、「ふつうの場所で、ふつうの暮らしを」というテーマが掲げられており、施設を利用者が無期限に利用するのではなく、一過性の利用にとどめ、地域で働きながら暮らすことができるための専門的援助を目標とし

てきた。

開設から数年後には、「自立訓練棟」という名称で、施設敷地内ではあったが、4～5名が共同で生活する4つの小さな家ができて、その後も、できるだけ普通の生活に近い自立訓練棟や、生活ホームという名称で、ホームが作られている。1989年にGHが事業化されてからは、さらにGHが拡大、それに伴い、脱施設化も早い段階から進められており、2007年3月には、18名の利用者全てが施設からの地域移行が決定し、2016年4月1日現在、424人の利用者が、さまざまな生活形態で施設ではなく、小規模の住宅で生活している(田島 1999 松永 2000)。現在の生活形態のタイプを見てみると、大きく言って8つに分かれている(Table 1を参照)。利用者個々人の希望やニーズ(障がいの程度など)に沿って、生活する場所を提供しているが、特筆すべき点は、結婚生活や、結婚していないパートナーとの生活というサービスメニューを持っているという点である。

Table 1 生活形態のタイプ

名 称	形 態	備 考
単身生活	アパートなどでの単身生活	
子育て家庭の生活		
夫婦での生活		
パートナーとの生活		
同性 GH	生活支援員等による服薬確認の支援	障害認定区分5の利用者が基本
宿直型 GH	生活支援員等による服薬確認や、出勤するための朝支援(以下、朝支援)。生活支援員は宿直しない	
夜勤型 GH	生活支援員等による朝支援及び夕ご飯の準備・入浴介助・就寝にかかる支援。支援者は、おむつ交換などのため、基本的に夜間も支援を行う	
朝夜支援型 GH	生活支援員が、朝と夜のご飯づくりの時間帯にのみ入り、できないところの支援を行う	

また、本論文の目的に関連する事業について見ると、「結婚相談室ぶーけ(以下、ぶーけ)」が2003年から発足している。制度にはない「恋愛に関する支援」は、以前から行われていた。2016

Table 2 ぶーけのサポート

サポートの柱	内 容
① 出会い・恋愛活のサポート	「彼氏・彼女が欲しい」「好きな人がいたらどうしたらいいの」などの声にこたえて、イベントを計画し出会いの場を提供したり相談を行う
② 夫婦・パートナー生活の応援	夫婦・パートナーを対象に、悩みに対し、一緒に考えていながら「愛する人との生活」をいつまでも過ごせるよう支援していく
③ 子育てサポート	子育て中の父母の相談に応じたり、支援担当者へ成長に応じた支援の助言をしたりする。必要な社会資源の活用や関係機関とのネットワークづくりも行う
④ 自分磨き・スキルアップ	付き合い中のカップル・夫婦・パートナー生活、子育て中の人、仲間同士で楽しみながら「モチ続ける」ためのテクニックを学ぶ

出典 平井威(2016)『ぶーけを手わたす：知的障害者の恋愛・結婚・子育て』、学術出版 pp.39-43を参照に筆者が作成。

年現在の登録者は、約200名であり、登録者同士の出会いのチャンスを作り、考察が始まった後も交際のフォローアップや、愛する人との暮らしづくりを応援している。子育てや家庭生活に至っても、豊かな暮らしが続くようサポートも行われている。詳細な支援内容は、①出会い・恋愛活のサポート、②夫婦・パートナー生活の応援、③子育てサポート、④子育てサポート Table 2 を参照のこと。これは、「誰と生活するか」という利用者の希望を叶えるための事業であるといえる（平井2016）。

2. 利用者意向調査

1) 調査対象者の基本属性

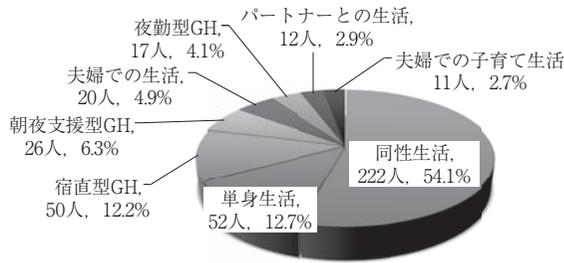
調査対象者の基本的属性は、Table 3 に示すとおりである。性別は、男性が7割を占める結果となった。年代については、調査対象者の約8割が、20歳代から40歳代に存在する結果となった。今回のテーマである利用者の高齢化に関しては、10年後、20年先を見据えた支援の必要性が確認できたといえる。

GHの利用年数を見ると、「10年～20年」の間が最も多く、全体の約4割を占める結果となった。また、日中の支援形態については、一般就労が35%と最も多い結果となった。これは南高愛隣会の大きな特徴のひとつとっていいと考えられ、これまで取り組んできた成果が見える結果となっている。今回のテーマ「誰とどこで暮らすか」について、生活形態を見ていくこととしよう。はじめにでも述べた通り、ここにも当該法人の特徴が見える。すなわち、GHなど、同性の人との生活が約5割を占めるのであるが、約1割が、パートナーや、夫婦での生活をしていることが、わかる。このことは、いち早く、脱施設化を進めてきた結果を意味するといえる。

Table 3 調査対象者の基本属性 (n = 410)

項目	カテゴリー	度数	%
性別	女性	120	29.3
	男性	290	70.7
年代	20歳代	98	23.9
	30歳代	101	24.6
	40歳代	119	29.0
	50歳代	69	16.8
	60歳代	18	4.4
	70歳代	4	1.0
	80歳代	1	0.7
GH 利用年数	～5年	97	23.7
	5～10年	119	29.0
	10～20年	156	38.0
	20～30年	37	9.0
	未記入	1	0.2
日中の活動形態	一般就労	145	35.4
	就労継続支援A型	95	23.2
	就労継続支援B型	95	23.2
	就労移行	5	1.2
	自立訓練	1	0.2
	生活介護	66	16.1
	その他	3	0.7

Fig .1 生活形態 (n = 410)



2) 「今住んでいるところ」の満足度について

次に住んでいるところの満足度について尋ねると、「とても良い」「まあまあ良い」と答えた群を「満足群」とした場合、約9割の利用者が満足群に該当する結果となった (Fig .2 参照のこと)。前回の調査でも8割を超えており、生活の満足度が高いことが明らかとなった。

さらに、生活に対する満足度について、良かった理由について、複数回答法によって、求めたところで、Fig .3 に示す通り、「楽しい」と答えた人が147人と最も多い結果となった。次いで「便利が良くなった」と回答した人が410人中、131人となり、生活環境や利便性など、物理的な面で

Fig .2 生活の満足度 (n = 410)

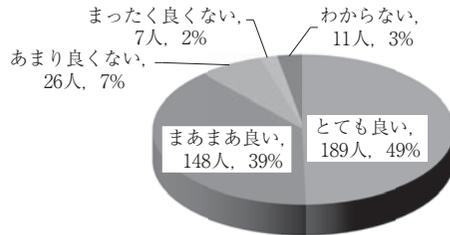
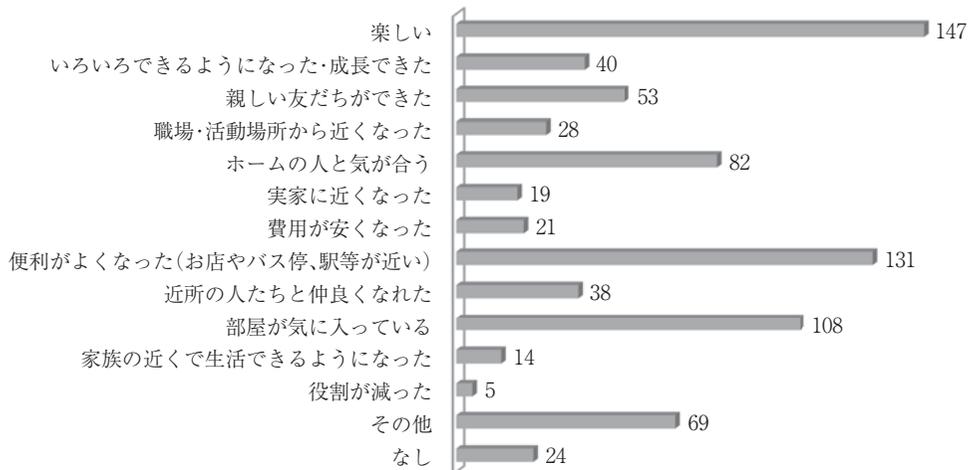


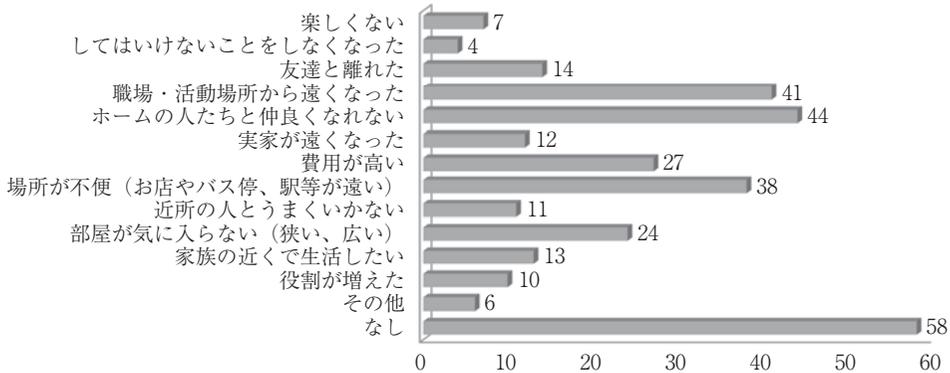
Fig .3 良かった理由 (n = 410)



の生活しやすさが満足度と関係していることがわかった。また、「部屋が気に入っている」と108人が回答しており、自分の部屋についても、満足していることが伺える結果となった。このことから、生活する場所、つまり「どこで生活するか」は生活において重要な要素になっていることが明らかとなった。

また、「生活で良くない理由」について複数回答で尋ねたところ、Fig .4 に示す通り、410人中58人が「なし」と回答しているが、良くない理由としては「ホームの人と仲良くなれない」が44人、次いで「友達と離れた」が41人と比較的多かった。このことから、地域生活において「誰と生活するか」ということが、生活に対する満足度に影響していることがいえ、「誰と生活するか」については何らかの不満やストレスを感じていることが読み取れる。また、「場所が不便（お店やバス停、駅などが近い）」と回答している人数が38人おり、ここでも物理的環境や場所といった条件が生活の満足度と関係しているということがわかった。

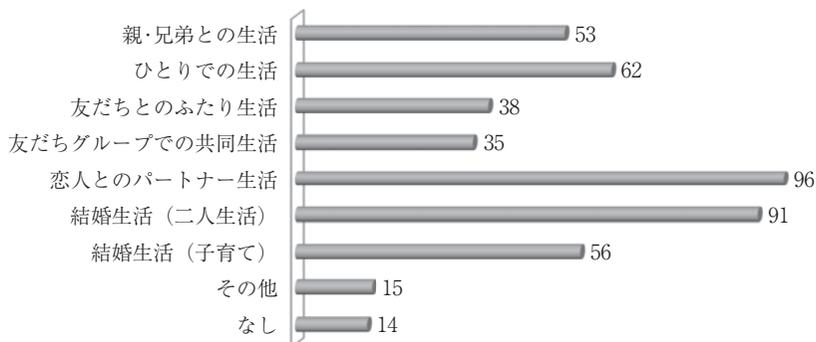
Fig .4 良い理由 (n = 410)



3) 将来誰と暮らしたいか

将来、どこでどのような生活をしたかについて尋ねたところ、Fig .5 を参照すると「恋人とのパートナー生活」、「結婚生活」、「一人での生活」、「結婚生活（子育て）」の順で高く、好きな人

Fig .5 将来誰と暮らしたいか (n = 388)

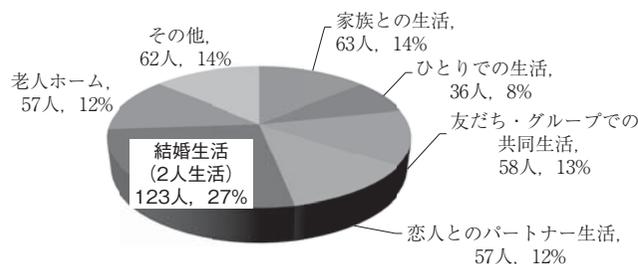


との生活をしたいという要望が高いことが明らかとなった。

4) 高齢者になった時「どこで誰と生活するか」

Fig. 6 に示す通り、将来高齢者になった時どこで生活するか、という質問については、「結婚生活(2人生活)」123人、「恋人とのパートナー生活」57人となっており、将来的な希望に比べて少なくなっているものの、約10人に4人が、結婚やパートナー生活を望んでいることがわかった。また「友だち・グループでの共同生活」と58人が回答しているが、現在の生活形態においてはGHが圧倒的に多い中で、将来の希望としてGHでの生活を望んでいる割合は約1割と低く、これは現在の生活と将来の生活、理想と現実との間にギャップが生じていることを意味していると捉えることができる。このことから、利用者の希望を実現するためには、できるだけ異性との生活を実現することが一つの課題であるといえよう。

Fig. 6 おじいさん・おばあさんになった時どこで生活を希望するか (n = 410)



3. 生活満足度との関連分析

生活形態と現在の生活の満足度との関連性

次に、生活形態と現在の生活の満足度との関連性を検討するため、クロス集計表に基づく² 検定を行った。その結果、統計的に有意差がなかった。生活の満足度自体が高く、分散していないことが背景として考えられる。Table 4 のクロス表を見ると、「夫婦生活」「パートナー生活」が「非常に高く」の該当者が他の項目と比較して高く、「どちらかと言えば不満」「全く不満」についていないことが分かる。傾向として、夫婦やパートナーの生活が高い傾向が伺える。しかしながら「子育て生活」をしながらの結婚生活は、「非常に満足している」の該当者が、GHなど、他の項目と変わらず、「全く満足できない」に1名が存在している。11名とその数が少ないため、一般化することはできないが、子育ての大変さが多少なりともあると推測する。

Table 4 生活形態と現在の生活の満足度とのクロス表

	非常に満足	ある程度満足	あまり満足 でない	全く満足 していない	合 計
単身生活	23人 47.9%	19人 39.6%	4人 8.3%	2人 4.2%	48人 100.0%
子育て生活	6人 54.5%	4人 36.4%		1人 9.1%	11人 100.0%
夫婦生活	14人 70.0%	6人 30.0%			20人 100.0%
パートナー生活	10人 83.3%	2人 16.7%			12人 100.0%
同性 GH	95人 45.2%	94人 44.8%	18人 8.6%	3人 1.4%	210人 100.0%
宿直型 GH	20人 48.8%	18人 43.9%	2人 4.9%	1人 2.4%	41人 100.0%
夜勤型 GH	6人 54.5%	3人 27.3%	2人 18.2%		11人 100.0%
朝夜支援型 GH	16人 69.6%	5人 21.7%	2人 8.7%		23人 100.0%
合 計	190人 50.5%	151人 40.2%	28人 7.4%	7人 1.9%	396人 100.0%

VI 考 察

本研究では、知的障がい者が「どこで誰と生活するか」に焦点をあてて、南高愛隣会のサービス利用者を対象に質問紙に基づく面接調査を実施し、現在の生活の満足度や将来の希望を把握しながら、課題について検討していくことを目的としたわけであるが、その結果、次のことが明らかとなった。

1. 南高愛隣会の取り組みについて

今回調査を行った南高愛隣会の実践からわかったことは、以下の2点である。

1) 「どこで生活するか」の生活形態メニューが豊富にある

南高愛隣会において、現在支援されている生活形態のメニューは、「単身生活」、「子育て家庭の生活」、「夫婦での生活」、「パートナーとの生活」、「同性 GH」、「宿直型 GH」、「夜勤型 GH」、「朝夜支援型 GH」と、豊富にあることがわかった。アパートなどでの単身生活を支援しているという実践や、同じ GH での共同生活といっても、それぞれに障害の程度や個性も異なるため、一様ではないニーズに対応するための生活形態メニューが複数あり、これは本人が「どこで生活するか」という利用者の権利を保障するための選択肢を増やしているということになる。

しかし、宿直型 GH、夜勤型 GH、朝夜支援型 GH の利用は、ケアの必要度で選択肢が限られ

ており、それは、特に重度の障がい者である。利用要件が問われるという点においては、Kinsella P(1993 a) が指摘している通り、「住む場所とケアを分けること」は、「どこで生活するか」という選択肢を狭めてしまうという、サービスの限界が生じていることを指摘しておきたい。

2) 「誰と生活するか」において、機会の提供を積極的に行っている

南高愛隣会においては、「ぶ〜け」の実践活動からわかるように、結婚生活を支援するための事業が展開され、それを積極的に支援しているということである。実際に本人が「誰と生活するか」を選択する時に、異性との生活を望んでいる人が多くいることがわかり、将来結婚生活を望む場合、パートナーと出会う場があること、その機会が提供されていることは方策のひとつとして十分に有効であり、知的障がいをもつ人たちへの機会を保障する実践に取り組んでいると評価できるであろう。

2. 調査結果から明らかとなったこと

1) 南高愛隣会では GH での共同生活が主流である

調査において、調査対象者が「今住んでいるところ」、いわゆる生活形態については、同性生活、すなわち GH などで生活を送っている利用者が 5 割以上、約半数以上であり、南高愛隣会においては現在 GH での生活が主流であることが明らかとなった。

自由記述を確認すると、例えば「自分だけの部屋があって、テレビも、お風呂も、施設とは全然ちがった」、「買い物は自分で選んで自由になった」、「街に出る時も好きな時間に出かけ、好きな時間に帰ることができる」など、選択の機会や生活の自由を保障しながら住まいの場の確保や地域における安心した暮らしを支える資源として、GH は現状として重要な意味を持ち、何らかのかたちで地域生活をしている人たちが今後もその生活を維持していくためにも GH の果たす役割は大きいことがうかがえる。

2) 「どこで誰と生活するか」は生活に対する満足度に影響している

調査結果をみると、南高愛隣会においては結婚やパートナー生活をしている人が一定数存在し、生活形態と現在の生活の満足度との関連分析から、実証的に明らかにはできなかったが、「夫婦生活」「パートナー生活」をしている人の満足度が「非常に高い」傾向が確認された。

また、調査対象全体の「生活に対する満足度」自体は 9 割の利用者が満足しているという結果となったが、具体的に良かった理由、良くなかった理由で挙げた項目から見ると、地域においても便利な場所、本人が気に入った空間や場所で生活できているか否か、つまり「どこで生活するか」という条件が生活の満足度に大きく関係していること、また、共同で生活する人たちや友人との人間関係をどのように構築し、「誰と生活するか」が重要な要素となっている傾向がわかり、「どこで誰と生活するか」は、サービスを利用しながら地域で生活している知的障がい者の生活に対する満足度に関わっていることがわかった。

3) 将来は結婚やパートナー生活を望んでおり、10~20年後を見据えたサポートが必要である 将来、どこでどのような生活をしたいか尋ねたところ、「恋人とのパートナー生活」、「結婚生

活」「一人での生活」「結婚生活(子育て)」の順で高く、好きな人との生活をしたいという要望が一定数存在することが明らかとなり、パートナーとの生活を考えている人がとても多いということが明らかとなった。過去の調査では、「親・兄弟との生活」が上位3位に該当していたが、今回は入っておらず、これは調査対象者が拡大したことも影響されるかと考えられるが、今後は異性との生活、親から自立した生活を希望する傾向にあるのかもしれない。また、調査対象者の年齢分布からは、30歳代～40歳代を中心に構成されていることがわかり、歳をとってもパートナーとの生活を希望している人が少なくないことから、10～20年後を見据えたサポートが必要となってくることを示唆された。

3. 今後の展望

1) GHの今後のあり方

施設の延長や施設を小規模にしたものではなく、また、親元でもない、施設でもない、知的障がい者の暮らしの場であるGHは、現状としては期待が大きいことがわかったが、一方でGHに代わるホームとして1990年代初期に「どこで誰と生活するか選択する機会」を提供するサービスとして Supported Living(以下、SLとする)がイギリスやアメリカで展開されてきており、Kinsella P.(1993 a)は「GHの時代はもう終わった」と述べている。調査結果において、将来高齢者になった時どこで生活するか、という質問に対する結果から、仲間との共同生活は、現状としてそのような生活形態をとっていても、実際に将来に臨む生活の場として考えた時には比較的、利用者には望まれていない傾向があるということも、このような点では特筆すべきであろう。障害者総合支援法において、「どこで、誰と暮らすか」について、利用者の希望に添った支援を行うことが謳われているが、GHやケアホームで仲間と過ごすことだけが、選択肢となっているのであれば、その問題は、SLの理念でも指摘されていることである。障害の程度や共通のニーズを抱える利用者が一様にGHで生活するというパターンのみではなく、障がいの重度軽度を問わず、住む場所を決めるサービスと個々のニーズにあったケアを受けるサービスを分けて考えるSLのように、一人暮らしや結婚生活などサービスの選択や自己決定を可能とするには、今後GHに代わる新たなサービスを構築していくことも必要となってくるであろう。必ずしもGHやケアホームは地域生活の最終型ではなく、自らが住む場所を選択し、必要なケアやサービスをその場所で受け、日常生活を自らのコントロールのもとにおき暮らすこと、つまり自立生活を支えていくためには、GHのあり方について改めて問い直す必要があり、GH等において「より選択できる要素」を拡充することが求められ、サービスの質の向上を確立していくことが重要となってくる。

今回の調査において、将来高齢者になった時どこで生活するかという質問に対して、南高愛隣会においては結婚生活やパートナーとの生活を送っている利用者が約1割存在していることがわかった。これは、いち早く脱施設化を進めてきた成果であり、これまでのサポート体制や実践において、自身の望む生活を実現した事例があるからこそ、それが次の人たちの可能性や希望につながっていること、食事や入浴の自由を望むのみではなく、自身の本当のニーズに気づききつ

けに繋がっていることが考えられる。このような先駆的な法人の取り組みをあしがりとして、知的障がい者本人の希望を尊重し、選択肢の幅をひろげ、サービスを提供していくことができれば、さらに生活の向上を図ることができるであろう。

2) 「どこで誰と生活するか」をどのように支援していくか

障害者権利条約では、居住地の選択、誰と生活するかを選択する機会を特定の居住移設で生活する義務を負わないことを明確に規定している。日常生活を自らのコントロールのもとにおき暮らすことが自立生活とするならば、「どこで誰と生活するか」を自分で選択しコントロールすること、自己決定の機会があることや、そのプロセスに自らが関わっていることそのものも、生活の満足度に影響するのではないだろうか。実際には、「就職できなくても地域で生活したい」という声があるわけだが、そのような実状も含めて考えた時、住まいの場を支援するためには、単に物理的な環境だけが確保されるのみでなく、住まいを拠点として日常生活を保障する様々な支援が必要であり、住宅の確保、就労支援、所得保障、在宅で受けられるケアや相談、移動手段、権利擁護等にも目を向けたさらなるサービス展開が必要となってくるであろう。

また、調査の結果から、南高愛隣会において、現在のところ「どこで生活するか」のほうが「誰と生活するか」に比べて現在の満足度が高い傾向にあることがわかり、現状において、他者との生活になじまない利用者も多く存在すること、「誰と生活するか」を選択することはできても実現に至るには、課題も多いことが推察できる。イギリスのSLとGHの比較研究では、「どこで誰と生活するか」ということを選択肢はSLのほうが高いことが示唆されているが、(Emerson E.ら2001)イギリスにおけるSLの研究においては、「どこで生活するか」ということへのサポートについては選択肢も多く、より具体的、実践的であるのに対し、「誰と生活するか」については、筆者が集めた限りにおいては具体的なものとして確立されていないことがSLの課題である(横山ら2016)。「どこで生活するか」については、個を尊重したうえで物理的環境や生活の条件、それをサポートする制度などのハード面を整備することが方策の柱となる。しかし、「誰と生活するか」に関しては、結婚生活を望む場合でいえば、パートナーと出会う場の有無、つまり機会の保障が一つの方策となり、障がいをもつ人々への機会の平等が課題となる。さらに、結婚生活となると個人の意志のみでは成り立たないこともあり、機会をつくることは可能であっても、機会の提供にとどまりがちであるという現状もうかがえる。また、親や家族と暮らすことを望んでいる場合、将来親なきあとの生活への不安や心配から、家族の意志が複雑に絡まっていることが推察され、社会的に自立することだけでなく、親なき後の生活の場を施設に求めざるを得ない現実と向き合うこともあり、家族との暮らしでもない、施設での生活でもないGHが中間的な住まい方となっていることの必然性も否定はできないであろう。しかし、これまで述べてきたように、今後はその中間的な住まい方とも違う新たな住まい方を提案していくこと、それを具現化していく方法として、SLの考え方は重要になってくるであろう。

3) 将来を見据えたサポートの必要性

将来、どこでどのような生活をしたいかという質問の結果からもわかるように、30歳代～40歳

代を中心に構成されている調査対象者が、今後歳をとっても、結婚やパートナーとの生活を希望している。60歳代を高齢とした場合、歳をとった時どのように生活していきたいかということについて個々にどのような意見を持っているか、その声に耳を傾けながら、10～20年後を視野に入れたサポートをしていくことが必要である。そこには生活の管理ではなくこれからの生活、自己実現に向けて個別的に生活を支援するパーソナルアシスタンス制度を取り入れていくこと、支援を受けながら意思決定していくためにアドバイスする専門職の存在や、実現するためのサポート体制の確立が不可欠となってくるであろう。SLのように、障がいの程度を問わず、本人の希望にできるだけそった生活への選択肢をどれだけ提供できるか、なおかつそれらを尊重することができるか、いかにサービスが実践されているかをチェックし評価するシステムが今、求められているのではないだろうか。

Kinsella P(1993b)は、「GHは普通の生活でない。生活としては、ベストではなくベターである」と結論付けているが、現在GHで生活していても、知的障がい者にとって、それが地域生活のゴールではない、ということであろう。「ごく普通の生活」を考えた時、知的障がい者のニーズは現状それにとどまることなく、多岐にわたっており、自由記述を見ると、例えば「将来に向かっていずれは家庭をもっていきたいので、その時のためにもGHで暮らしてみたい」、という声や、「一人になって、自分の力を試してみたい」「グループホームを出たいと思っている。理由は一人暮らしをして、いずれは結婚したいと思っているから」という願いをもっている人は少なくない。個々のライフステージにおいてこのような希望が出てくることはごく当たり前のことであり、むしろGHでの生活をスタートと考え、その生活の先にある単身生活や結婚生活、家族との生活を展開していくこと、つまり、GHでの生活を通過点として捉え、一人ひとりの声に耳を傾けることが、その豊かな地域生活を実現していく第一歩となるであろう。今、改めて「どこで誰と生活するか」を「障がいのある人の権利」と念頭に置き、住む場所や誰と生活するかを自ら選択して生活できるように支援すること、その生活を実現するために必要となるサービスを住む場所に限らず受ける仕組みや、消費者としての主体性をもち、対等な人間関係のうえにサービスをうけることを法的に位置づけるという意味においても、パーソナルアシスタント制度やダイレクトペイメントを確立していくことは、これからの社会や行政の重要な課題ということになるであろう。

【謝 辞】

本研究を行うにあたり、ご協力いただきました南高愛隣会の皆様に深く御礼申し上げます。

参考文献

- Emerson E., Roberson J., Gregory N., Kessissoglou S. Hallam A., Jarbrink K., Knapp M., Netten A., Walsh P.N. (2001) "Quality and costs of supported living residences and group homes in the United Kingdom". *American Journal on Mental Retardation*, 106(5), pp.401-415.

横山・松永・知的障がい者の「どこで誰と生活するか」に関する一研究
：社会福祉法人南高愛隣会における先駆的取り組みと利用者の意向調査を例として

- 平井威ノぶ〜け共同研究プロジェクト『ブ〜ケを手渡す 知的障害者の恋愛・結婚・子育て』、学術研究出版、2016
- 「10万人のためのグループホームを！」実行委員会 『もう施設には帰らない 知的障害のある21人の声』、中央法規、2002
- 「10万人のためのグループホームを！」実行委員会 『もう施設には帰らない 知的障害のある15人、家族・コーディネーターの声』、中央法規、2003
- Kinssella P. (1993a) “Supported Living: A new paradigm”, ndt
- Kinssella P. (1993b) “Group Homes: An ordinary life?”, ndt
- 河野正輝 『福祉先進国に学ぼうしょうがい者政策と当事者参画』現代書館、2006
- 木口恵美子 『知的障害者の自己決定支援 - 支援を受けた意志決定の法制度と実践 - 』筒井書房、2014
- Mansell J. (2010) “Deinstitutionalisation and community living: position statement of Comparative Policy and Practice Special Interest Research Group of the International Association for Scientific Study of Intellectual Disabilities”, Journal of Intellectual Disability Research, 54(2), pp.104-112
- 松永公隆 「SUPPORTED LIVING : どこで誰と生活するか」『長崎純心大学福祉文化研究』、No .122015 , pp 49 60
- 松永公隆 「障がいがある人の就労支援」『自立支援からみた就労支援モデルの開発事業（中間報告）』（社団法人日本社会福祉士就労支援委員会、2007） pp .148 155
- 中澤 健 『グループホームからの出発（たびだち）』中央法規、1997
- 岡部耕典 『障害者自立支援法とケアの自律 - パーソナルアシスタンスとダイレクトペイメント』明石書店、2006
- 小川喜道 『障害者の自立支援とパーソナル・アシスタンス、ダイレクトペイメント 英国障害者福祉の変革』明石書店、2005
- 岡部耕典 「知的障害者の「生活の自律」とそのために必要な支援 - アメリカ・カリフォルニア州の制度と実践を踏まえた制度提言」『厚生労働科学研究費補助金障害保健福祉総合研究事業平成20年「障害者の自立支援と『合理的配慮』に関する研究」』（研究代表勝又幸子） pp39 65
- 特定非営利活動法人 ビーブルファースト東久留米 『知的障害者が入所施設ではなく地域で暮らすための本 当時者と支援者が共に考えるために』生活書院、2010
- 田島義昭 『ふつうの場所でふつうの暮らしを：コロニー雲仙の挑戦①くらす編』、ぶどう社 1999
- 横山智美、松永公隆 「イギリスにおける Supported Living に関する一研究」『純心現代福祉研究』、No 20 2016 , pp 35 46

（2016年10月17日 受理）